

学 生 生 活

1. クラス・ゼミ

○キャリア開発総合学科ゼミ担任

荒井ゼミ	荒井美智子
阿部ゼミ	阿部和宏
梅津ゼミ	梅津裕子
大澤ゼミ	大澤栄子
金澤ゼミ	金澤千晶
川辺ゼミ	川辺博
今野ゼミ	今野則幸

齋藤ゼミ	齋藤美和
相良ゼミ	相良奈津
関根ゼミ	関根俊二
高間ゼミ	高間章
東海林ゼミ	東海林初枝
永野ゼミ	永野篤
丸山ゼミ	丸山穰
吉田ゼミ	吉田正

○保育学科クラス担任

1 年	2 年
上村裕樹	石森真由子

各クラス・ゼミからは学生会委員、大学祭実行委員、仏教青年会委員、生協総代等を選出します。

※専任の先生は週1回、非常勤の先生は授業ごと教室にて、または授業日の授業時間の付近であれば1F講師室にて、それぞれオフィスアワーを設けてあります。

(※オフィスアワー：その時間帯は教員が学内にいて、電話や来訪での相談にのる時間P111参照)

2. 修学支援制度（担当窓口・学生課）

① 日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構は、日本人学生や外国人留学生等に対する各種の支援を行う団体です。優れた学生で経済的理由により修学上困難がある学生に対して、奨学金を貸与します。

・第一種

無利息

基準 人物・学業ともに優秀かつ健康であって著しく経済的に困難な人。

貸与月額 自宅通学者 20,000円・30,000円・40,000円・53,000円から選択

自宅外通学者 20,000円・30,000円・40,000円・50,000円・60,000円から選択

※申込時における家計支持者の年収が一定額以上の方は、各区分の最高月額以外の月額から選択。

・第二種

有利子（上限3% 利率選択制で貸与利率が異なる。）

基準 学習に意欲があり、学業を確実に終了できる見込みがあると認められる人。

特定の分野において、特に優れた資質能力を有すると認められる人。

貸与月額 20,000円～120,000円（1万円単位）から選択

入学時特別増額貸与奨学金（入学時に係る一時的な経費に対応するため貸与）

有利子 100,000円 200,000円 300,000円 400,000円 500,000円から選択

募集期間（定期）

第一種 4月中旬

第二種 4月中旬

*家計急変、災害等で学資に困ったときは、緊急・応急採用がありますので相談してください。

選考

学内の選考委員会で出願者の人物・健康・学力・修学困難な程度（世帯内の所得証明書）について検討し日本学生支援機構へ推薦します。日本学生支援機構では書類審査を行い採用を決定します。

返還

奨学金は、貸与制であり返還金は後輩の奨学金の財源として運用されます。奨学生一人ひとりが返還の意義と重要性を認識し、責任をもって返還の義務を果たすことが重要です。

◎入学後奨学金を希望する方（在学採用＝新規申込希望）は、説明会がありますので必ず出席してください。

② 宮城県保育士修学資金貸付事業（平成29年度実績）

1. 貸付対象者

次の全てを満たす学生が対象となります。

- (1)保育士養成施設に在学し、県内に住民登録をしている（養成校に入学する前月まで1年以上県内に住民登録をしていた方も可）または県内の養成施設に在学している
- (2)優秀な学生であって、かつ世帯の経済状況等から真に本修学資金の貸付が必要と認められる
- (3)他都道府県が実施する保育士修学資金を借り受けていない
- (4)卒業後は、県内の指定施設にて保育士として業務に従事する意思を有する

2. 貸付金額と利子

修学資金：月学5万円以内（総額120万円以内）

入学準備金：20万円以内

就職準備金：20万円以内

※その他、生活保護受給世帯等は生活費加算を受けることが可能です。

利子：無利子

3. 貸付金返還の免除

卒業後、1年以内に保育士登録を行い、宮城県内の保育所等の指定施設において5年間（過疎地域で従事した場合又は中高年離職者の場合は3年間）継続して保育士として業務に従事したときに貸付金の返還が免除されます。

※他県でも同様の制度を設けています。詳しくは学生課に照会してください。

◎本貸付事業を希望する学生は、説明会がありますので、出席してください。

③ 宮城県介護福祉士等修学資金貸付制度（平成29年度実績）

1. 貸付対象者

- (1)養成施設に在学し、卒業後は県内の指定施設にて介護福祉士として業務に従事する意思を有する
- (2)優秀な学生であって、かつ世帯の経済状況等から真に本修学資金の貸付が必要と認められる

2. 貸付金額と利子

修学資金：月学5万円以内（総額120万円以内）

入学準備金：20万円以内

就職準備金：20万円以内

※その他、生活保護受給世帯等は生活費加算を受けることが可能です。

利子：無利子

3. 貸付金返還の免除

卒業後、1年以内に介護福祉士の登録を行い、宮城県内の指定施設において5年間（過疎地域で従事した場合又は中高年離職者の場合は3年間）継続して介護福祉士として業務に従事したときに貸付金の返還が免除されます。

◎本貸付制度を希望する学生は、説明会がありますので、出席してください。

④ 本学の修学支援制度

1. 人物・学業ともに優れていて経済的に困難な状況にある学生（留学生を含む）に対し、授業料を減免する制度があります。前期・後期それぞれ説明会がありますので必ずお集まりください。（申請書類等配付）申請後書類審査、面接（ゼミ担任）・推薦会議を行い採用を決定します。
2. 東日本大震災により被災した学生に対し「授業料」「教育費」の減免措置を行います。（入学時のみ）
3. 成績優秀者、所定の検定合格者等に対し奨学給付金を支給します。

⑤ 同窓会奨学金

学生で学業優秀者に対し、同窓会より奨学金が給付されます。

⑥ (株)オリентコーポレーション(オリコ)との提携による「学費サポートプラン」

学納金をオリコが立て替えて短期大学に納付し、学費負担者は分割してオリコに払い込む制度です。簡単な書類を添えてオリコに申し込むと極めて短期間（Web申込の場合は1日）で利用の可否が判明しますので、家計の急変時などにスピーディに対応できます。詳しくは、本学のホームページまたは下記まで問い合わせてください。

フリーダイヤル 0120-517-325 奨学サポートデスク

利用者には、本学が在学期間中の利子補給を行なう制度があります。総務課に照会してください。

3. 保険について

◇傷害総合保険〈全学科全学生加入済〉

短大の学生生活に限らず日常生活での傷害、賠償事故を総合的に補償する保険で、次のような補償内容となっています。なお、詳しい補償内容は合格時に配付した「聖和学園短期大学学生総合補償制度のご案内」をご覧ください。

- ① 傷 害 交通事故や旅行中、スポーツ中に、学生本人がケガをして、入院・通院したとき。
- ② 個人賠償 日常生活中に、他人をケガさせたり、他人の物を壊したりして法律上の賠償責任を負ったとき。
- ③ 学業費用 扶養者が万一の事故によるケガで亡くなったり重度後遺障害を被られたとき、学資費用（授業料等）を援助。
- ④ 緊急費用 ご両親や兄弟姉妹が万一の事故によるケガで亡くなられたとき、緊急に必要な費用を補償。

※事故が起こった場合は本人、または家族が取扱代理店に連絡してください。

※取扱代理店 損保ジャパン日本興亜保険サービス株式会社

平日 022-796-7531

夜間・土・日・祝日 事故サービスセンター

0120-727-110

4. 保健管理センター

保健管理センターは、健康な学生生活を送れるようにサポートするところです。本センターは1号館の事務室向かい、進路相談室及び学生相談室の隣にあります。

利用時間 ・月～金 8:30～12:40

13:40～17:30

・土 取扱はしません

① 定期健康診断

- ・定期健康診断は、学校保健安全法に基づき年1回実施することが定められています。本学では、全学生を対象に毎年4月に実施しています。
- ・受診しない場合は、就職試験を受ける際に必要となる「健康診断証明書」の発行ができませんので、必ず受けてください。

検査項目

	1年次			2年次		
	キャリア開発総合学科		保育学科	キャリア開発総合学科		保育学科
	他	介護福祉士養成課程		他	介護福祉士養成課程	
胸部レントゲン	○	○	○	○	○	○
尿	○	○	○	○	○	○
視力	○	○	○	○	○	○
身長、体重	○	○	○	○	○	○
医師診察	○	○	○			
血圧	○	○	○			
心電図・心音図	○	○	○			
血液（貧血）	○	○	○			
血液（脂質）	○	○	○			
血液（HBs抗原）	○	○	○			
血液（HBs抗体）			○			
聴力		○	○			
麻疹抗体		○	○			○

② 健康相談

体調不良や悩みを抱え困った場合は、個別に相談に応じます。プライバシーを守って対応します。

③ 応急処置

学内で怪我をしたり、急に体調が悪くなった時は、応急処置を行っています。ただし、アレルギーの問題がありますので、内服薬は置いていません。常用している薬がある方は、ご自分で準備するようにしてください。また、医師の診療を要すると判断した場合には医療機関を紹介します。

④ 感染症について

「学校において予防すべき感染症」にかかった場合は、学校保健安全法により決められた期間、出席停止と定められています。

○学校において予防すべき感染症の主な疾患

(学校保健安全法施行規則18条)	
第1種	エボラ出血熱など(重症な疾患)
第2種	インフルエンザ[特定鳥インフルエンザを除く]・百日咳・麻疹(はしか)・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・風しん(三日はしか)・水痘(水ぼうそう)・咽頭結膜熱・結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	腸管出血性大腸菌感染症・流行性角結膜炎(はやり目)・急性出血性結膜炎・他

○上記に診断された場合は、通学せず、すみやかに大学へ電話で連絡してください。

○感染の恐れがなくなり通学できる状態になったら、治癒証明書を提出してください。

※治癒証明書は、医師に記入してもらい通学時に持参してください。但し、季節性インフルエンザについては治癒証明書不要です。

※治癒証明書は、(P123)に記載しています。コピーし、通院先の医療機関にご持参ください。

⑤ その他

健康管理のため、一人暮らしの方は体温計を1本ご準備ください。

⑥ 健康保険証について

怪我や病気などで病院を受診する場合は、「健康保険証」が必要です。健康保険証を提示しないと医療費の全額を私費で支払うことになります。一人暮らしの方で、保険証がお手元にない場合は取り寄せてください。各市町村、また現在加入している保険で異なるので、詳細をお知りになりたい場合は各市町村にご確認願います。

日頃、保険証を携帯するようにしてください。家族と一緒に保険証の場合は、コピーし携帯してください。

⑦ 健康コーナー

事務室前ロビーに健康コーナーを設けています。血圧や体脂肪等の計測ができますので気軽に利用してください。

5. 進路相談室、学生相談室

本学1階に進路相談室、学生相談室を設けております。学生相談室は、週2回、メンタルヘルスカウンセラーによる相談も実施しております。プライバシーは、守ります。気軽にいらしてください。

進路相談室 022-376-8204 メール soudansitu@seiwa.ac.jp

学生相談室 022-376-8254 メール gakusei.soudan@seiwa.ac.jp

6. セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等について

他者を不快にさせる性的言動による人権侵害をセクシャル・ハラスメント、優越的な地位を利用した不適切な言動による人権侵害をパワー・ハラスメントといいます。本学では、このようなハラスメントの防止に取り組んでいますが、このような人権侵害が生じたと感じたら「学生相談室」か「保健管理センター」などに相談してください。プライバシーは守って対応します。

7. 障がいのある学生に対する修学等の支援について

本学では「障がいのある学生への支援に関するガイドライン(P145)」を策定し、障がいのあることを理由として、授業や学校行事への参加など学修機会が失われることがないように修学等の支援を行っています。身体的障害、発達障害等の理由により、修学や学生生活において支障を感じたり相談したい場合は、学生課まで申し出てください。

治癒証明書

担当医 様

聖和学園短期大学 学長

本学学生より「学校保健安全法施行規則 第19条」で定めるところによる学校感染症の届け出がありました。本学として下記学生の状態を把握したいと思います。お手数ですが、下記のご記入をお願いいたします。なお、御高診の結果「診断書」が必要と思われる場合には、本人了解の上、診断書記載をお願いいたします。

○受診者学科・氏名等

(枠内は、受診前に本人が記入)	
聖和学園短期大学 _____	学科 _____
学 籍 番 号 _____	
氏 名 _____	

○疾患名

- 第1種 ()
- 第2種 百日咳・麻しん (はしか) ・流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) ・
風しん (三日はしか) ・水痘 (水ぼうそう) ・咽頭結膜熱・
結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
- 第3種 腸管出血性大腸菌感染症・流行性角結膜炎 (はやり目) ・
急性出血性結膜炎 他 ()
- その他 ()

「上記の病気が治癒しましたので、登校を許可します」

平成 年 月 日

医療機関名

医 師 名

印

8. 図書館

◇施設の概要

図書館は、本学の教育・学術研究を支える重要な基盤であります。学習と教養の場として、また、研究調査に欠くことのできない機関として図書館奉仕活動や情報サービスを行っています。図書館の位置は2号館の1階です。(中央校舎の北西側)

① 蔵書数

約73,900冊(図書館 約55,000冊 研究図書 約9,800冊 消耗図書約9,100冊)

他に、視聴覚資料、研究紀要、雑誌、新聞など多数。

視聴覚資料はカウンターで借りて、専用のブースで閲覧します。

② 開館時間

平日…8:30～18:30(但し、月曜日のみ9:00開館)

学校行事等の都合により開館日を変更する場合があります。

③ 休・閉館

(1) 日曜日・土曜日・祝日・本学の創立記念日

(2) 本学の諸行事、及び長期休暇で全館閉鎖となる日

(3) 蔵書点検日(臨時の休・閉館日は掲示板でお知らせします。)



図書館キャラクター
ぶつくん(仏くん)

◇利用について

① 入館

図書館に入館するときは、次のことを守ってください。

○館内では静粛を保ち、他の利用者に迷惑をかけないように心掛けてください。

○携帯電話等はマナーモードに設定してください。

○学生証を持参してください。(貸出の際に必要です。)

○図書館入口にロッカーを設置していますので、どうぞご利用ください。

(貴重品は身につけて入館すること)

○入館時に、カウンターにある『入館閲覧券』をボックスの中に入れてください。

② 閲覧及び検索

全館開架式ですので、一般書架及び移動式書架から自由に本を取り出して閲覧できます。専用のパソコンで検索もできます。図書利用後は元の場所に戻してください。

③ 貸し出し

貸し出しには、次のような規定があります。厳守の上、大いに利用してください。

(1) 館外利用を希望する場合は、借りたい図書に学生証を添えて司書に申し込んでください。手続き後、司書が『返却期限票』を渡しますので、期日を確認してください。

(2) 貸し出しの冊数と期間は表の通りです(貸し出しできる図書には、雑誌のバックナンバーも含まれます)。

種別	冊数	期間
普通貸出	3冊	1週間
特別貸出	10～15冊	夏季・冬季休暇中
	5冊	学外実習期間

(3) 次の資料の貸し出しは行いません。

・新聞・雑誌の最新号

・紀要・指定図書・貴重図書

・「禁貸出」及び「館内」ラベルの貼られている資料

- (4) **予 約**…貸出中の図書については、貸出の予約を受け付けています。カウンターに申し出てください。
- (5) **継 続**…貸出を受けた図書を引き続き利用したい時も、一旦返却してください。他に借り出し希望者がいなければ、継続の手続きをとることができます。

④返 却

返却するときは、次の手続きに従ってください。

- (1) 貸出を受けた図書をカウンターに提出してください。
- (2) 開館時間外に返却する時は、図書館入口の返却ポストに入れてください。
- (3) 返却が遅れると、他の利用者に迷惑が掛かりますので期日は厳守してください。なお、返却が遅れた場合は、貸出を1週間以上停止します。
- (4) 病気等やむを得ない事情で期限内に返却できない時は、電話その他の方法で司書にその旨を連絡してください。(図書館 022-376-8257)
- (5) 貸出を受けた図書や資料を紛失・汚損した場合は、現物又は時価で弁償してください。

⑤ 文献の複写

館内備付けの『コピー機』を各自使用できます。(1枚10円)

なお、著作権法に許される範囲で文献のコピーができます。

⑥ 希望図書

購入を希望する図書がある時は、備付けの『購入希望カード』に記入し、カウンターに申し込んでください。

※更に詳しい事は「図書館利用のしおり」をご覧ください。

9. 通 学

通学は、徒歩あるいは自転車以外は、市営バス・地下鉄を利用するのが便利です。

◇市 営 バ ス

市営バスは3つの経路があります。

- ① 仙台駅発
- ② 仙台駅発 (②-A・B)

①-北仙台経由、②-A-貝ヶ森経由、②-B-南吉成経由

③ 泉中央駅発

仙台駅前から、①と②の2経路のバスが出ています(乗り場が隣り合い)が、②の「貝ヶ森・国見ヶ丘」の帰路は、バスプールではなく、道路(市道)側になります。

泉中央駅から③の経路のバスが出ています。

◎バス乗車マナーについて お互いに注意し守りましょう。

- 1. バスの中で**飲食・化粧は厳禁**
- 2. 一般の方も利用しますので**会話は迷惑にならないように小さい声で話しましょう**
- 3. **携帯電話の使用禁止**

「学都仙台フリーパス」について

何回でも、どの路線でも乗り降り自由な「学都仙台フリーパス」の内容は次のとおりです。

○種類、期間（JR、宮城交通は不可）

(H30.4.1現在)

(1)市バスのみ	1 ヵ月： 5,140円	3 ヵ月： 15,420円	6 ヵ月： 30,840円
(2)地下鉄（南北線または東西線）	1 ヵ月： 6,950円	3 ヵ月： 20,850円	6 ヵ月： 41,700円
(3)地下鉄全線（南北線+東西線）	1 ヵ月： 8,340円	3 ヵ月： 25,020円	6 ヵ月： 50,040円
(4)地下鉄（南北線または東西線）+市バス	1 ヵ月： 10,280円	3 ヵ月： 30,840円	6 ヵ月： 61,680円
(5)地下鉄全線（南北線+東西線）+市バス	1 ヵ月： 11,460円	3 ヵ月： 34,380円	6 ヵ月： 68,760円

※学都仙台フリーパスと宮城交通・ミヤコーバスの区間の定期券は、別々の定期券です。

(6)パスの期間はいずれも1ヵ月・3ヵ月・6ヵ月の3種類。新規購入・継続は14日前から購入可。

○購入方法

(1)市内の定期券売り場で次の書類を提出して購入

①icsca通学定期券購入申込書（学生課に申込）

②学生証

③継続購入の場合は旧パス

一旦期限が切れた場合も継続扱いとして購入できます。

④新規購入時及び年1回（毎年度最初に購入するとき）は、学長が発行する通学証明書が必要となります。

○利用上の注意事項

(1)学都仙台フリーパスは記名式となり、記名された本人以外の使用や譲渡はできません。

(2)有効期限が過ぎた定期券の使用はできません。期限切れになる前に継続購入し、不正使用にならないよう注意しましょう。

※不正使用を発見された場合は、その定期券を回収し、所定の運賃及び割増運賃を請求される場合があります。また、本学規定により状況に応じた指導があります。

○パス利用者への助成金について

聖和短大では、学生の交通事故防止、費用負担の軽減、エコ環境保護への取組を積極的に支援するため独自に助成金を支給します。

(1)購入金額の1割相当（5,140円に対して500円）を半年ごとに助成金として支給します。

(2)このため助成金確認資料となる購入したパスのコピーは必ず保管しておいてください。

(3)助成金の支給方法は別途通知します。

○申込方法

(1)icsca通学定期券購入申込書を学生課へ提出ください。

(2)発行は翌日午後、学生証を提示願います。

◇聖和短大無料バスの運行について

遠隔地通学者の利便性を図るため、無料バスを運行します。

◎仙台駅前発 ◎泉区役所発

・月～金の通常授業日に朝1便、短大行きのみ運行。（補講日の運行はなし）

・原則として1年生の遠隔地通学者を優先し、希望多数の場合は、申請内容に基づき決定します。

・募集時期は4月と9月の年2回で、各回新規募集です。

その他詳細は、学生窓口に置いてある申込書で確認し、希望する学生は申し込んで下さい。

◇自家用車

本学では自家用自動車による通学は原則として禁止しています。ただし、やむを得ない事情であると判断した場合に限り許可をしています。説明会をおこない駐車許可願（申請書）を渡しますので申請期間内に学生課窓口へ申し込みください。「駐車許可証」を発行します。この許可証によって自動車通学与学生用駐車場の利用が認められることになります。駐車時は必ず「駐車許可証」をフロントガラス近くの外から見える位置に置いてください。

なお「駐車許可願」を提出していない学生で学校行事等で自動車を使わざるを得ない場合は、学生課に「臨時駐車許可願」を提出し、許可を得て指定された場所へ駐車してください。ただし個人的事情でやむを得ない場合は有料（1日300円）になります。無断駐車等ルールに違反した時は状況に応じた罰則が適用されます。

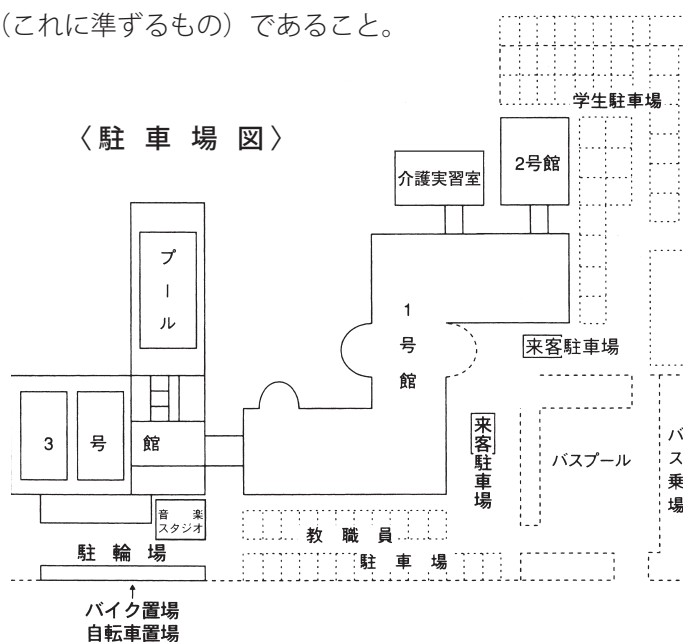
・駐車許可願

学生課に提出する許可願については、次のような規定があります。

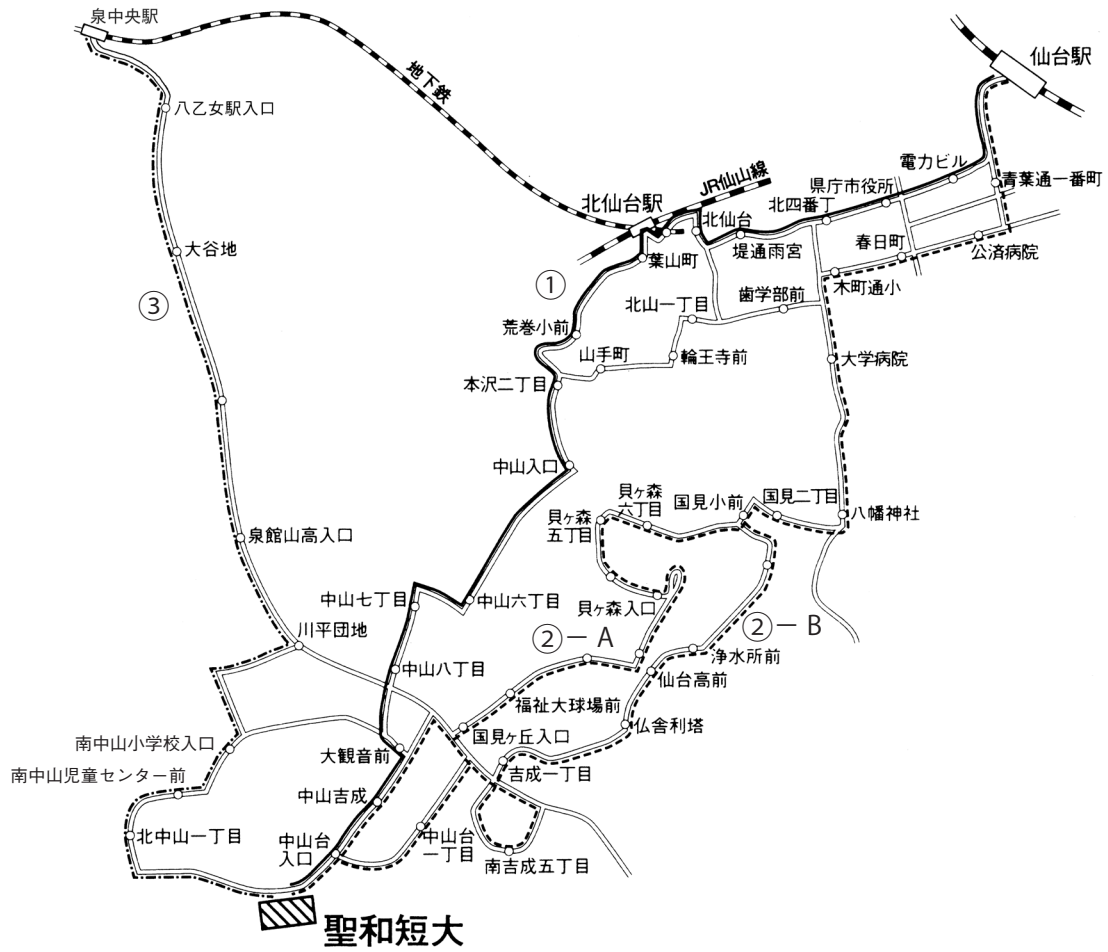
- ① 許可願は別に定める様式により、申請書・添付書類を学生課に提出し学生部長の許可を受けなければならない。
- ② 許可願の一括受付は4月と9月とし、有効期間は6ヵ月とする。継続希望者は半年ごとに許可を願い出ること。また、一括受付に間に合わなかった者は学生課に相談すること。
- ③ 提出書類は次の通りとする。
 - ・申請書…学生課で配付
 - ・添付書類…(1) 運転免許証の写し
(2) 誓約書・保証人（自筆）の同意書
(3) 任意保険証の写し
- ④ 許可を受けた学生は、駐車場使用料5,000円（半年分）（証紙券売機で購入）を納入し、許可証を受領した後、学生用駐車場を使用することができる。
- ⑤ 提出書類の記載事項に変更があった場合は、7日以内に届け出なければならない。
- ⑥ 車両の所有者は、本人又は父母であること。
- ⑦ 本人が当該車両を運転中に起こした事故については、本人又は父母がその事故に適用される任意保険（対物含む）で処理する。
- ⑧ 駐車場内の事故については、本学は関知しない。
- ⑨ 自家用自動車による通学は、自宅通学（これに準ずるもの）であること。
- ⑩ 本学が主催する安全運転講習会には必ず出席すること。
- ⑪ 駐車場使用条件を守ること。

◇バイク・自転車通学

バイク・自転車で通学を希望する人は、「駐輪場登録票」を提出し登録後駐輪場を利用できます。申込後、駐輪登録番号を発行しますので、各自のバイク・自転車の指定の場所に貼布してください。バイク・自転車は通学時の安全には十分注意してください。また、構内の所定の駐輪場（アリーナ脇）に整然と駐輪してください。（通路にはみだして駐輪しないこと）



市営バス路線略図



- ①仙台駅前・14乗場 —— (泉ビレジ行き) —— 電力ビル前 —— 県庁市役所前 —— 堤通雨宮町
- 葉山町 —— 荒巻小前 —— 本沢二丁目 —— 中山六丁目 —— 大観音前 —— 聖和短大
- ②仙台駅前・15乗乗場
- A 国見ヶ丘・中山台線 —— 青葉通 —— 一番町 —— 春日町 —— 大学病院 —— 八幡神社 ——
 - B 南吉成・中山台実沢営業所 ——
- 国見ヶ丘 —— 国見ヶ丘一丁目 —— 中山台一丁目 —— 聖和短大
- 国見ヶ丘五丁目 (南吉成団地線) —— 仙台高 —— 南吉成団地 —— (帰路は短大道路側乗場)
- ③地下鉄泉中央駅・1乗乗場 (聖和短大行き) —— 八乙女駅入口 —— 川平団地 —— 南中山児童センター前 ——
- 北中山一丁目 —— 聖和短大

10. アパート、アルバイト、マイナンバーについて

◇アパート

本学では、下記の業者にアパート等の紹介を依頼しています。

○ みやぎインターカレッジコープ	本学売店	☎ (022) 344-9030
○ 中山不動産	仙台市青葉区中山五丁目19-10	☎ (022) 278-9151
○ (有)スズキコーポレーション	仙台市青葉区荒巻神明町25-6	☎ (022) 728-8012
○ (株)平和住宅情報センター	仙台市青葉区中央三丁目10-12	☎ (022) 723-3311
○ (株)共立メンテナンス (学生会館)	仙台市青葉区本町二丁目2-3	鹿島広業ビル6F ☎ (022) 223-2655

なお、契約は家主と話し合っ条件を納得してからにしてください。また、住所変更が生じた時は、所定の「住所変更届」を担任の認め印を受けた上で学生課に提出してください。また、アパート生活をする上では次のことに注意してください。

- ① 居住する町内会の一員としての責任とマナーを必ず守ること。
 - ・決められているゴミを出す日、出す場所をきちんと守る。ゴミの分別についても定められた通りにする。
 - ・友達と大声で騒いだり音楽等のボリュームを大きくして他の住人の生活を妨げないこと。
 - ・町内会の行事（ゴミの置場の掃除、運動会等）には、進んで参加する。
- ② 防犯対策をとること。
 - ・戸締りをきちんと行い、ドアチェーンをかける。（風呂場、ベランダ、天窓など特に注意、2階以上でも危険）
 - ・洗濯物は外から見えないように工夫を。
 - ・女性の一人暮らしであることを外から分からないように気をつける。
 - ・夜遅く出歩かない。
- ③ 来訪者への対応に気をつけること。
 - ・ドアを開けず（チェーンロックなどして）訪問の目的をはっきり聞く。
 - ・応じる必要のない時は、はっきりと断る。
 - ・迷うときは、一人で決めずに家族、担任や学生課に相談する。

◇アルバイト

アルバイトは、学業に支障をきたさないよう仕事の内容・勤務の時間帯・週何回か等をよく考えて行ってください。

学生課では、求人依頼が来た場合には、依頼主・職種・勤務時間・待遇等を確認し、学生のアルバイトとして適当と思われるもののみを掲示します。

なお、いったん引き受けた仕事については就業条件を守り、無断欠勤など無責任な行為はしないことや帰宅時間が遅くならないよう気を付けることが大切です。

◇マイナンバーについて

本学でアルバイトを行なった場合、マイナンバーの提示が必要となります。マイナンバーカード（又はマイナンバー通知書）は、各人の責任により厳重に管理してください。他の会社等でアルバイトを行なった場合も同様です。

11. 厚生施設

1号館1階の学生ホールに、大学生協みやぎインターカレッジコープの食堂・売店があります。各階のホールにも自動販売機が設置されていますから利用してください。

◇食 堂

○「安くておいしい」をモットーに、学生の希望の多いメニューを揃えて需要に応じています。

営業時間と主なメニューは次の通りです。

- ・営業時間…平日11：15～13：15（オーダーストップ）
- ・メニュー…うどん、そば、ラーメン、カレー、ランチ 等

昼食時間を中心に食堂は大変混雑しますので、食事が済んだら次の利用者のために席を空けてください。また、本やノートによる座席確保はしないこと。

○サラダの日について

栄養バランスの向上を目的に、月2回程度サラダの日を設け、食堂・売店での昼食利用者に無償でサラダを提供しています。実施日には食堂や売店に提示していますので是非ご利用下さい。

◇売 店

日用品、書籍（教科書を含む・大学生協の加入者は割引になります。）、文房具・パン・菓子類・弁当・はがき・切手などを販売しています。その他、ジュース類の自動販売機も置いてあります。営業時間は次の通りです。

- ・営業時間…平日 10：00～16：15（学校行事により土・日に営業することもあります。）

◇学生ホール・ウッドデッキ

食堂・売店に隣接し、友人との待ち合わせや語らいの場となっています。

◇3・4階ホール

コーヒー・ジュース類の自動販売機もあり、ソファでミニ喫茶店風にくつろげます。4階はテーブルも置かれ、ミニ食堂として昼食時に利用する人も多いようです。

12. キャンパス・ルール

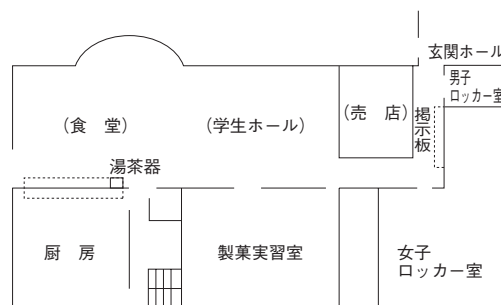
学生生活をしていくうえでの約束ごとをお互いによく守って、キャンパスライフを楽しんでほしいと思います。

◇上履き・体育館シューズ

校舎内はすべて土足禁止になっています。指定の上履きを使用してください。（取り違えを防ぐため**学籍番号または名前は必ず記入**）。上履きは各自のロッカーの中に入れてください。（床置は禁止）破損等の場合は上履き等は売店で取り扱いしていますので、購入してください。（スリッパは禁止）

◇ロッカー

学年始めに、各自のロッカーを指定します。指定された自分のロッカーは**鍵をかけて**使用すること。ロッカー室は共同施設です。教科書・制作物等は各自責任を持って整理整頓をしてください。



◇公衆電話

公衆電話は玄関入口にあります。使用上のマナーを守って利用すること。

◇印刷物配付

学外から印刷物の配付や掲示を依頼された場合には、必ず学生部（窓口は学生課）の許可を得てから、学外で配付・掲示すること。

◇学外諸団体への参加

学外の諸団体や運動などに参加する場合には、個人・団体を問わず、「学外活動願」を必ず学生部（窓口は学生課）に届け出ること。

◇試合等への派遣

部活動等で、試合その他で部員を派遣する場合は、「学外活動願」を学生部（窓口は学生課）に届け出て、所在・行動を明確にすること。

◇喫煙・飲酒

キャンパス内すべてで喫煙・飲酒は禁止です。

◇飲食禁止教室等

昼食時間に普通教室を利用して食事をすることは差し支えありません。ただし下記の特別教室等は飲食禁止です。

101、134、202、204、236、244、3階音楽室関係、視聴覚教室、音楽スタジオ響、情報処理実習室（第1、第2）、事務室前ソファ、介護実習室
--

◇携帯電話等（学内での充電は禁止）

授業中は、携帯電話のスイッチを切ること。（使用禁止）
なお、学外からの個人的な電話の取次ぎはしません。

◇盗難等

学内では盗難・紛失等がないように特に次のことを守ってください。

- ① 貴重品は身につけておくこと。各自ロッカーは必ず施錠して利用すること。
- ② 学内で盗難等に遭った場合には学生課へ届け出てください。「被害届」（用紙は学生課）は必要事項を記入しキャリア開発総合学科はゼミ担任、保育学科は担任の押印後学生課に届け出ること。

◇紛失・拾得物

学内で金銭・物品等を拾得した時、又持ち物がなくなった時は、すぐ学生課に届け出てください。拾得物は、学生課の陳列ケースに展示保管し、持ち主が判明した場合には本人に返還します。

◇インターネット利用時のマナーについて

電子掲示板、ブログなどは、不特定多数の人が閲覧します。

自分を守るためにも、個人情報の発信には特に注意しましょう。また、他者への配慮も心がけ、節度を持った利用をしてください。

◇薬物乱用防止について

薬物は精神、身体の両面を致命的に破壊します。

犯罪や事故に巻き込まれるなど人生にとってかけがえのないものを失ってしまいます。

薬物には自ら近づかないこと、望まない行為ははっきり断わる、強い意志を持つことが大切です。

◇不審な団体からの勧誘について

団体名など正体を隠し、サークル活動などを装い近づいてくる団体があります。

これらの団体は正体を隠して勧誘し、入会した人を徐々に、自分たちの団体活動へ引き込んでいこうとします。このような団体に入会しないよう、十分注意して下さい。

不審な団体からの勧誘を受けた場合は、学生課まで相談して下さい。

◇学内での政治活動

学生には選挙権が付与されますが、学内での政治活動は一切禁止です。

13. 仏教青年会

仏教青年会は、会則に示すように全学園組織で、その中に短大部がおかれています。勤行や仏教行事を通じて仏教精神を更に深く探求し実践する活動を行います。

◇組 織

学生会組織に準じて委員長・委員を選任し実際の運営に当たる。

部会長 1 名（教職員）、委員長（学 生）

委 員 各クラス・ゼミから2名（学 生）

◇会 費

学生1人年額200円を納入する。

◇行 事

短大で行なわれる仏教行事には全学生が参加。

降誕会 精霊会

成道会 涅槃会

14. 学生会と課外活動

◇学生会について

学生会は全学生による自治的な活動組織です。学生相互の親睦と学生生活の充実を目指して様々な活動を行っています。また、学生の地域活動や地域貢献、ボランティア活動などを積極的に促進する活動もしています。

年間スケジュールとしては、

- ・ 4月…新入生歓迎会
- ・ 5月…部・同好会結成支援
- ・ 10月…聖翔祭（大学祭）
- ・ 1月…総会
- ・ 3月…卒業生への記念品贈呈 などがあります。

これらの行事を企画しその運営の中心を担っているのは、会長・副会長・書記・会計の執行部と各クラスやゼミを代表する委員によって構成される学生会役員です。

皆さんはこれらの行事や各種部活動に積極的に参加して、短大生活を楽しく有意義に過ごして下さい。

① 部・同好会活動

キャンパス・ライフをより楽しく、より充実させるものとして部・同好会活動があります。学生会は、部の設立と盛んな活動を応援しています。

目的のはっきりしたグループが部として認められれば、学生会から運営費が支給されます。まず、5名以上のメンバーで同好会からスタートしましょう。そして、6か月以上経過し、継続的かつ実質的な活動をしたら学生会会長に部昇格の申請書を出します。役員会の承認を得れば、正式に部となります。

昨年はバレーボール、サッカー、バスケットボール（男・女）、水泳、ソフトテニス、ダンス、軽音楽、現代視覚文化研究会、バドミントン、野球、ハンドメイド部、演劇部、ボランティア部、吹奏楽同好会などが活躍。活発な活動を行ってきました。みなさんの積極的な参加を期待しています。

② 聖翔祭（大学祭）

毎年10月下旬に、学生主体の大学祭「聖翔祭」を開催しています。各クラスやゼミから複数名のスタッフで組織した聖翔祭実行委員会と学生会が中心になって、企画・運営を行います。クラス・ゼミ・部・同好会・有志など多数の参加があります。1名からの参加も受け付けます。

企画内容は、学則を侵さず設備を損なわない範囲内において自由です。作品展示・研究発表のほか、ハンドベル演奏、チャイルドアイランド、すずめ踊り、模擬店、喫茶店、ゲームなど多彩に繰り広げられています。

例年、本学に芸能人を招いています。いつものアリーナが、この日だけは特別な熱気に包まれます。学生生活最良の思い出となるよう、みんなで盛り上げていきましょう。

◇課外活動について

ボランティア活動に参加した場合、活動後すぐに指定用紙（ボランティア報告書）に記入し学生課に提出してください。用紙は学生課窓口にあります。

15. その他

◇災害対応について

災害はいつ起こるかわからないので、万が一の場合、冷静に行動できるよう普段から心掛けが必要です。

(1) 地震が発生したら

- ・落ちてくる物や倒れてくる物などから身を守り安全を確保する。
- ・慌てず火を消す。
- ・揺れの合間を見て、窓や戸を開け避難口を確保する。
- ・災害時（震度6弱以上等）には、N T Tの災害用伝言ダイヤルサービス「171番」などが稼動するので、家族や友人の安否確認や連絡などに活用できる。
- ・ラジオなどで正しい情報をつかむ。
- ・危険な場所に近寄らない。
- ・余震に注意する。

(2) 火災が発生したら

- ・火災が発生したら、火災報知器で通報し周囲の人に知らせる。
- ・バスプール、グラウンドへすみやかに避難する。
- ・日頃から非常口、消火器の場所を確認しておくこと。

(3) 交通事故が発生したら

- ・被害状況を確認する。
- ・救急車の手配など負傷者の救護。
- ・警察への事故の報告をする。
- ・相手方の連絡先などを確認する。
- ・自宅や保護者・短大に連絡する。
- ・その場で示談にしない。

(4) 災害対応マニュアルの活用

全学生に「災害対応マニュアル」を配付しています。災害発生時の対応内容について記載していますので、必ず熟読して下さい。

◇安否確認システムについて

本学では、大地震などの災害時に、登録してある携帯電話を通じて学生やご家族の安否、けが、家屋の損傷などをメールにより確認する「安否確認システム」を導入しています。このシステムへの登録は無料で、感染症などによる緊急連絡が必要な場合も本システムを通じて行います。携帯電話をお持ちの方は必ずメールアドレスを登録してください。登録方法は別途ご案内します。

なお、携帯電話の機能によっては登録できないこともあります。この場合は総務課まで連絡してください。

◇「災害伝言ダイヤル」の活用

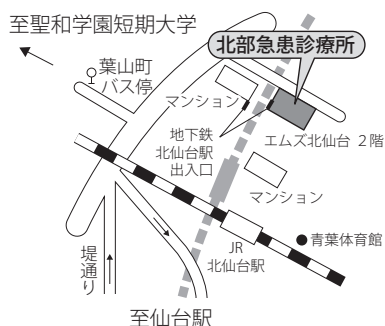
災害時の伝言サービスはNTTの災害用伝言ダイヤルのほかにも、携帯電話サービス会社各社からも提供されています。日頃から家族間でどのサービスを利用して安否確認を行うか話し合っておいてください。

◇災害への備え・対応について

- ①ライフライン遮断に備え、飲料水、食料を備蓄（3日間程度）しておく。備蓄品は災害対応マニュアルの非常持出袋一覧を目安としてください。
- ②ラジオ等により交通、道路、ライフラインの状況等について情報収集を行う。
- ③必要に応じて事務部、ゼミ担任に情報提供を依頼する。
- ④アパート等に一人住まいで自室や設備に損傷があった場合は入居契約先に連絡し修理等を依頼する。

◇夜間や休日に、けが・急病になった場合

1. 夜間、休日でも大学近隣に受診可能な急患センターがあります。



【北部急患診療所】

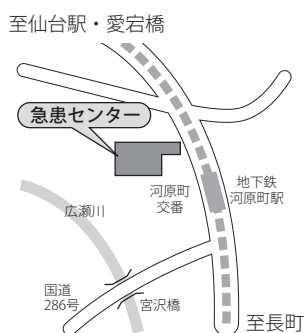
<http://www.sendai-emsf.jp/hokubu.html>

住 所 仙台市青葉区堤町1丁目1-2

エムズ北仙台 2階

電 話 022-301-6611

内科・外科	平 日	19:15～23:00
	土曜日	14:45～23:00
	休 日	9:45～17:00 18:00～23:00



【急患センター】

<http://www.sendai-emsf.jp/kyukan-c.html>

住 所 仙台市若林区舟丁64-12

電 話 022-266-6561

内 科	平 日	19:15～翌7:00
	土曜日	14:45～翌7:00
	休 日	9:45～17:00 18:00～翌7:00
外 科	平 日	19:15～23:00
	土 曜	14:45～23:00
	休 日	9:45～17:00 18:00～23:00
整形外科・婦人科 眼科・耳鼻咽喉科	休 日	9:45～12:00 13:15～17:00

2. 家族から離れて生活する方で、けがや病気が重症と思われるご自分で判断できない場合

○ まず、家族に電話し相談

○ 家族と相談できないほど体調が悪い場合は、119番に連絡（救急車要請）

※但し、軽傷で救急車をタクシー代わりに利用することはやめてください。本当に必要な方が利用できないことになります。